

令和5年（行サ）第37号 行政上告提起事件

上告人 野川等、木村日出夫、瀬尾ジョージ恒雄、白石知恵、白石由貴、白石明、
岩村匡斗、今井清

被上告人 国

上告理由書

2023（令和5）年4月28日

最高裁判所 御中

上告人代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

第1 理由要旨

1 判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること

本件の争点は「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と定める国籍法11条1項が合憲か否かである。同条項は自己の志望により外国の国籍を取得した者の日本国籍を、複数国籍の発生防止を立法目的として、同条項の知・不知にかかわらず、一律かつ自動的に剥奪する規定であるが、原審判決は、同条項は憲法に違反しないとした。

その理由の中核部分を整理すると、①憲法22条2項は日本国籍を離脱しない自由を保障していない、②日本国籍は立法裁量によって与えられる地位に過ぎずそのような日本国籍を保持する権利を憲法は保障していない、③複数国籍の弊害がどれほど現実的なものでないとしても、また複数国籍の弊害に対処する方法が日本国籍の剥奪以外にあるとしても、複数国籍を容認しない国籍法制の下では外国籍を志望取得した者に日本国籍喪失という法的効果を生じさせることも合理的である、④外国籍を志望取得した者はその取得の際に外国籍が日本国籍かを選択する機会があったのだから、国籍選択制度を利用する機会を別途与える必要はない、というものであった。

しかし、憲法の体系的解釈を行うなら、本人の意思に反してでも日本国籍を失わせることは憲法10条による立法裁量の範囲を逸脱するというべきである。仮に本人の意思に反してでも日本国籍を失わせることが立法裁量の範囲に含まれるとしても、その裁量は国民主権原理、基本的人権尊重原理（憲法12条、97条）及び「個人の尊重」原理（憲法13条）という憲法原理、並びに憲法22条2項、憲法31条、憲法98条2項により厳しく制約され、憲法14条1項による制約も受ける。

それゆえ、複数国籍の発生防止という立法政策に一定の合理性があることを前提としても、被上告人の挙げる複数国籍の弊害が現実的なものではなく、世界の76%を超える国が複数国籍に寛容な法制を採用しており我が国においても100万人を超える日本国籍と外国籍との複数国籍者が存在すると推計される中で複数国籍の弊

害が現実の問題となっていないことをふまえれば、複数国籍の発生防止を目的として日本国民から日本国籍を意思に反してでも剥奪することに合理性はなく、国籍法11条1項は違憲無効である。

また、複数国籍の発生防止という我が国の立法政策の具体的内容をみると、我が国の国籍法制は、外国籍の志望取得の場面以外(外国籍の当然取得及び生来的取得、日本への帰化の場面)では複数国籍の発生を広く認め、たうえで複数国籍の解消を本人の意思に委ねる国籍選択制度(国籍法14条以下)を採用している。その国籍法制の中で、国籍法11条1項が適用される場合のみ、日本国民から日本国籍を剥奪してまで複数国籍を徹底的に排除するのは過剰であり、合理性がなく、憲法14条1項に違反する。

また国籍法11条1項は、生活や家族関係が国境を越えてしまった日本国民についてのみ、幸福追求権を制約・侵害するという差別を制度化したものであり、この点でも国籍法11条1項は憲法14条1項に違反する。

2 最高裁判所の判例と相反する判断があること

(1) 平成17年9月14日最高裁判所大法廷判決及び令和4年5月25日最高裁判所大法廷判決との相反する判断

ア 立法裁量と審査基準について

原審判決は、憲法10条の文言(「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」)を根拠に国会の立法裁量を極めて広くとらえ、日本国籍を「日本国籍の本人の意思に反する喪失を生じさせる国籍法11条1項の憲法適合性を極めて緩い基準を用いて審査し、合憲とした。

しかし、在外邦人選挙権制限違憲訴訟及び在外邦人国民審査権確認等請求訴訟の二つの最高裁判所大法廷判決は、憲法10条と同じく「法律でこれを定める」と規定された国会議員の選挙に関する事項(憲法47条)と最高裁判所裁判官の国民審査に関する事項(憲法79条4項)について、国民主権の原理に

基づき、主権者としての権利の行使の制約は原則として許されないとして、国会の定めた法律を違憲であると判断した。憲法が等しく「法律でこれを定める」とする事項のうち、国政選挙権及び国民審査権についてはその行使を立法により制約することは国民主権原理により原則として許されないとしながら、これらの権利の基礎であり土台であり、憲法上のすべての基本的人権保障の土台でもある日本国籍の保持を立法により制約（喪失・剥奪）することは国民主権原理に反さず広範な立法裁量に委ねられるとした原審判決は、上記二つの最高裁判所の判例と相反する。

(2) 昭和37年11月28日最高裁判所大法廷判決との相反する判断

原審判決は、法律の不知による日本国籍の喪失に対するセーフガードがない国籍法11条1項を合憲とした。

しかし、第三者所有物没収事件の最高裁判所大法廷判決（1962（昭和37）年11月28日、昭和30年（あ）第2961号）は、単なる財産権についてさえ法律による没収（喪失）には告知、弁解、防禦の機会が必要とした。

主権者としての資格であり財産権にとどまらぬすべての基本的人権の保障の土台となる日本国籍を法律により剥奪する（喪失させる）際にはセーフガードは不要であるとした原審判決は、この点でも最高裁判所の判例と相反する。

第2 別紙について

別紙の構成は下記のとおりである。詳細なもくじは別紙冒頭に記載する。

(別紙の概要)

- 第1章 別紙の目的と構成
- 第2章 本件の概要と要点
- 第3章 国籍剥奪条項である
- 第4章 複数国籍と「国籍唯一の原則」の関係について
- 第5章 国籍法11条1項の立法目的

- 第6章 国籍法11条1項の制度的問題点
- 第7章 憲法原理と日本国籍
- 第8章 憲法22条2項による「日本国籍を離脱しない自由」の保障
- 第9章 憲法10条 日本国籍の喪失と立法裁量
- 第10章 憲法31条と日本国籍剥奪
- 第11章 日本国籍を剥奪する法律の違憲審査基準
- 第12章 国籍法11条1項の違憲審査
- 第13章 憲法14条1項違反（1）複数国籍の発生場面における差別
- 第14章 憲法14条1項違反（2）家族関係や経済生活、社会生活が国境を超えてしまったという社会的身分（社会生活上継続的に占める地位）に基づく、幸福追求権の享受についての差別
- 第15章 国家賠償請求 立法不作為
- 第16章 まとめ
- 第17章 違憲判断の必要性和適切性

なお、別紙のほかに、テーマ別に情報を整理した下記の資料を附録として付す。

- 資料1 現憲法下における日本国籍
- 資料2 日本国籍喪失・剥奪に関連する学説、地裁・高裁判決の評釈
- 資料3 アイデンティティと日本国籍
- 資料4 複数国籍と日本国憲法
- 資料5 国の主張する「複数国籍の弊害」の検討と整理
- 資料6 関連年表（国籍法制）
- 資料7 関連年表（政府見解等）

以上